

議案第 11 号

平成 30 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度屋久島町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,609 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,791,914 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 5 日 提出
屋久島町長 荒木 耕治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		298,708	3,196	301,904
	1 国民健康保険税	298,708	3,196	301,904
3 国庫支出金		1	△1	0
	1 国庫負担金	1	△1	0
8 諸収入		1,196	414	1,610
	1 延滞金及び過料	1,001	413	1,414
	3 雑入	195	1	196
歳入合計		1,788,305	3,609	1,791,914

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		39,154	△985	38,169
	1 総務管理費	29,910	△687	29,223
	2 徴税費	1,903	△111	1,792
	3 運営協議会費	336	△87	249
	4 医療費適正化特別対策事業費	7,005	△100	6,905
6 保健事業費		13,057	△221	12,836
	1 保健事業費	13,057	△221	12,836
10 予備費		7,879	4,815	12,694
	1 予備費	7,879	4,815	12,694
歳 出 合 計		1,788,305	3,609	1,791,914

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	298,708	3,196	301,904
3 国庫支出金	1	△1	0
8 諸収入	1,196	414	1,610
歳入合計	1,788,305	3,609	1,791,914

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	39,154	△985	38,169				△985
6 保健事業費	13,057	△221	12,836				△221
10 予備費	7,879	4,815	12,694				4,815
歳 出 合 計	1,788,305	3,609	1,791,914				3,609

2. 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	297,941	2,450	300,391	1 医療給付費分現年課税分	95	医療給付費分現年課税分 95
				2 介護給付金分現年課税分	△1,041	介護給付金分現年課税分 △1,041
				3 医療給付費分滞納繰越分	2,216	医療給付費分滞納繰越分 2,216
				4 介護給付金分滞納繰越分	578	介護給付金分滞納繰越分 578
				5 後期高齢者支援金分現年課税分	△467	後期高齢者支援金分現年課税分 △467
				6 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,069	後期高齢者支援金分滞納繰越分 1,069
2 退職被保険者国民健康保険税	767	746	1,513	1 医療給付費分現年課税分	608	医療給付費分現年課税分 608
				2 介護給付金分現年課税分	△5	介護給付金分現年課税分 △5
				3 医療給付費分滞納繰越分	△45	医療給付費分滞納繰越分 △45
				4 介護給付金分滞納繰越分	△8	介護給付金分滞納繰越分 △8
				5 後期高齢者支援金分現年課税分	211	後期高齢者支援金分現年課税分 211
				6 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△15	後期高齢者支援金分滞納繰越分 △15
計	298,708	3,196	301,904			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費等負担金	1	△1	0	1 過年度分	△1	過年度精算分 △1
計	1	△1	0			

(款) 8 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者延滞金	1,000	413	1,413	1 一般被保険者延滞金	413	一般被保険者延滞金 413
計	1,001	413	1,414			

(款) 8 諸収入

(項) 3 雑入

1 一般被保険者第三者納付金	2	2	4	1 一般被保険者第三者納付金	2	現年度分 2
6 療養給付費等交付金	1	△1	0	1 療養給付費等交付金	△1	過年度分 △1
計	195	1	196			

3. 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	29,030	△674	28,356				△674	12 役務費	△501	通信運搬費 手数料	△1 △500
								13 委託料	△173	電算システム改修委託	△173
2 連合会負担金	880	△13	867				△13	19 負担金補助及び交付金	△13	国保連合会負担金 広報共同事業負担金	△12 △1
計	29,910	△687	29,223				△687				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税费

1 賦課徴収費	1,903	△111	1,792				△111	9 旅費	△18	普通旅費	△18
								11 需用費	△50	修繕料(資外)	△50
								12 役務費	△23	手数料	△23
								14 使用料及び賃借料	△20	車両借上料(所移外)	△20
計	1,903	△111	1,792				△111				

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

1 運営協議会費	336	△87	249				△87	1 報酬	△79	国民健康保険運営協議会委員報酬	△79
								9 旅費	△8	費用弁償	△8
計	336	△87	249				△87				

(款) 1 総務費

(項) 4 医療費適正化特別対策事業費

1 医療費適正化特別対策事業費	7,005	△100	6,905				△100	12 役務費	△100	手数料	△100
計	7,005	△100	6,905				△100				

(款) 6 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健教育指導費	1,105	△46	1,059				△46	7 賃金	△45	臨時雇賃金	△45
								9 旅費	△1	普通旅費	△1
3 特定健康診査等事業費	10,952	△175	10,777				△175	7 賃金	△113	臨時雇賃金	△113
								8 報償費	△9	記念品代	△9
								9 旅費	△3	普通旅費	△3
								11 需用費	△10	印刷製本費	△10
								12 役務費	△40	手数料	△40
計	13,057	△221	12,836				△221				

(款) 10 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	7,879	4,815	12,694				4,815				
計	7,879	4,815	12,694				4,815				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

国保事業

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	12	236	0	0	0	0	236	0	236	
	計	12	236	0	0	0	0	236	0	236	
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	12	157	0	0	0	0	157	0	157	
	計	12	157	0	0	0	0	157	0	157	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	0	△ 79	0	0	0	0	△ 79	0	△ 79	
	計	0	△ 79	0	0	0	0	△ 79	0	△ 79	

1. 長等とは、町長、副町長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
2. この表は報酬又は給料をもって支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
3. 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。